

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第7号）

令和6年12月25日（水）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第79号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

日程第3 議案第80号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第9号）

日程第4 議案第81号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第2号）

議案第82号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3号）

議案第83号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）

議案第84号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

取市発第346号
令和6年12月23日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第11号 損害賠償の額を定めることについて

（再発防止策） 光熱水費の管理体制及び会計処理の方法を見直すとともに、請求書は受領次第直ちに支払の処理を行うことを改めて徹底し、再発の防止に努めます。

専決処分第11号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年12月23日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、電気料金の支払遅延に伴う損害賠償の額について、次のとおり決定する。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 損害の概要

戸頭消防署の10月分の電気料金（低圧電力契約分）32,461円の支払について、相手方への支払期限を23日遅延したため、延滞利息177円の支払が生じたものである。

3 損害賠償額 177円（過失割合 市100：相手方0）